

社会全体で支える 介護保険制度

介護保険制度とは、介護の必要な方が利用する介護サービスなどを社会全体で支えていく制度です。40歳以上の方は、介護保険に加入し介護保険料を納付していただきます。

介護保険課
☎046(252)7719
☎046(252)8238

平成29年度の介護保険料

介護保険制度は、3年に一度計画の見直しが行なわれており、平成29年度は第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）の最終年度です。介護保険料基準額は平成28年度と同様となります。

市の介護サービスと介護予防事業に必要な費用などは、50パーセントを公費、28パーセントを40～64歳の方が加入する医療保険と併せて間接的に納める介護保険料、22パーセントを65歳以上の方が直接納める保険料で賄っています。65歳以上の方（第1号被保険者）が納付する保険料基準額は、年額5万9160円で、この基準額を基に、所得段階に応じて16段階に分類します。保険料年額は、6月中旬以降に送付する介護保険料決定通知書でお知らせし

介護保険料の納付方法

介護保険料の納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りがあります。特別徴収は、年金から天引きして納付します。対象は、年金の年間受給額が18万円以上の方です（一部例外あり）。普通徴収は、市が送付する納付書で金融機関やコンビニ、ペイジーなどを利用して、6月から翌年3月までの毎月、納付します。金融機関などへ申し込むことで口座振替もできます。対象は、年度の途中で65歳になる方、転入者、年金を受給していない方、年金の年間受給額が18万円未満の方などです。保険料の未納が

あると延滞金および滞納処分の対象になる他、介護サービスの利用に制限がかかる場合がありますのでご注意ください。

◆仮徴収

保険料金額は、前年の所得が決定する6月以降に算定するため、特別徴収の方は、2月に年金から天引した金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として天引きします。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・翌年2月支給の年金から天引きします。

介護保険料の減免制度

決定した介護保険料が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階までの方のうち、生活が著しく困難と認められた方（減免要件対象者）の介護保険料を減免する制度を設けています。

本年度分の減免は、6月30日（金）まで受け付けます。7月以降も随時受け付けますが、減免期間は申請した日の属する月からとなります。

低所得者の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）を利用する場合（ショートステイを含む）の食費、居住費は自己負担となりますが、生活保護受給者や世帯全員が市民税非課税の方（預貯金要件など認定基準を満たす方）は、市へ申請することで「介護保険負担限度額認定証」が交付され、負担が軽減されます。申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からになります。現在交付している認定証の有効期限は、7月31日（月）までとなります。継続して認定を受けたい場合は、毎年申請が必要となります。継続して対象となる可能性のある方には、6月下旬にお知らせを送付します。

また、社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得の方に対し、利用料の負担を軽減する事業もあるので、詳しくは、担当へお問い合わせください。

※非課税世帯を証明する所得の申告がされていないと認定証の発行ができない場合がありますのでご注意ください。



6月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分(第2水曜日(14日)は午後のみ)	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	13日夜 14日 20日夜 21日 27日夜 28日	毎月第2・第3・第4火曜日 午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日 午後1時30分～4時30分
行政書士(遺言書等作成)	8日 15日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分
交通事事故 交 理 士 不 動 産 (取引・契約)	20日 23日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時 毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション (近隣・管理組合)	9日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(8日まで受け付け)
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員 (近隣問題など)	13日	毎月第2火曜日午前9時～11時30分 ☎046(252)8087
ドメスティック バイオレンス	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階 広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
住まい探し (高齢者)	20日	偶数月第3火曜日午後1時30分～4時(電話予約制。19日までに(公社)かながわ住まいまちづくり協会☎045(664)6896へ) 市役所4階 4-3会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
障がい者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時(予約制(電話可)) 毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階 障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
手話通訳設置	毎週月曜日午後1時～5時と水曜・金曜日午前9時～正午	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043
駐留軍離職者	15日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 5-3会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児 童	毎週月曜～金曜日午前9時～11時30分と午後1時～4時30分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
母子・父子家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青 少 年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階 青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教 育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164
子どもいじめ ホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就 学 (障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午 午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732

平成29年度 国民健康保険税納税通知書を発送

平成29年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に送付します。普通徴収(納付書払い、口座振替)の世帯は1年間の保険税を6月から翌年3月まで10回に分けて納めてください。

納付書払いでは、市が送付する納付書を使い、市役所、各出張所、取扱金融機関で納付する他、コンビニおよびペイジーを利用して納付してください。また、金融機関が担当で手続きをすると口座振替の利用ができます。

平成28年度に特別徴収(年金からの差し引き)で納めた世帯は、特別徴収の要件(65歳以上の加入者のみで構成される世帯であるなど)を満たしていれば、平成29年度も引き続き特別徴収で納めることになります。

平成29年4月1日現在において特別徴収の要件を満たした世帯は、納付方法が10月から特別徴収になりますので、第4期までは納付書を使って納めてください。

特別徴収の停止を希望する場合は、取扱金融機関などで口座振替開始の申請をした後、7月14日(金)までに担当へ納付方法を特別徴収から口座振替に変更する申し出をしてください。

なお、すでに口座振替をしている世帯は特別徴収になりません。

◇国民健康保険税の軽減・減免制度について

失業(解雇や倒産など自己都合を除く)やむを得ない場合に限り、国民健康保険税の軽減制度があります。また、火災などの災害や、生活困窮、廃業、事業不振、病気などの特別な事情がある場合に限り、国民健康保険税を減免する制度があります。なお、減免の申請には期限があります。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

6月に納めていただくのは

▽市・県民税(第1期)▽国民健康保険税(第1期)▽介護保険料(第1期)
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。使用料などもお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。